

## 日本思春期学会性教育認定講師制度要綱

### 1. 制度の目的

日本思春期学会会員が学校現場と連携した性教育の実践が円滑に進むという目的に特化した制度である。

学校現場、児童生徒のニーズに沿った性教育が展開できるような意識と知識を持つことを目指す。

### 2. 認定者のメリット

#### 1) HP における認定者紹介

認定者は同意取得後、HP で紹介し、全国の学校への広報を実施。

#### 2) 認定期間内の継続的支援

メール等を活用した、継続的な情報提供、ネットワーク作り、交流の場作り。

### 3. 講座の開講時期

毎年の学術集会に時期を合わせて開講する。

### 4. 講座の開講方法

原則、学習自由度・利便性の高い方法を採用する（オンデマンドを含む）。

ただし、当該年の学術集会長と調整する。

### 5. 講座の内容と認定

下記の4分野を基本とし、各分野にAコース（最新状況）とBコース（個別性の高い事例・連携）を設け、4分野合計8講座を開講することとする。

#### 【4分野】

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 学校と連携するために</li><li>② 思春期・臨床の最新トピックス</li><li>③ 思春期保健と国の政策・施策</li><li>④ セクシュアリティ</li></ul> |
|--|

\*受講したことをオンラインテストで確認する。

\*講座は2年ごとに分野・内容・講師等を見直し、更新する。

認定のためには、Aコース（最新状況）4分野もしくはBコース（個別性の高い事例・連携）4分野の講座を全て受講する必要がある、申請によりAコースもしくはBコースの性教育認定講師として認定される。

\*Aコース、Bコースについては同一人が1年でどちらの認定も受けることが可能。

\*Aコース、Bコースについては同一人が1年で8講座まで受講することが可能。

認定期間は、講座を最初に受講した年を1年目とした5年間（予定）とする。

## 6. 認定制度概要

### 1) 認定有効期間

#### (1) 2023年以降の認定について

2023年以降の性教育認定講師に関しては、認定期間は、講座を最初に受講した年を1年目とした5年間（予定）とし、コース別（AコースもしくはBコース）の認定となる。

なお、認定期間の1年間とは11月1日から翌年10月31日とする。

#### (2) 2022年度以前の認定について

2022年度以前に認定を受けた者は、認定期間内は申請時の認定とし、認定更新時にコース別の認定申請に移行し、認定期間も2023年からは講座を最初に受講した年を1年目とした5年間（予定）とする。

また、認定期間については、2022年度以前の認定期間は10年間である。

### 2) 認定更新

5年ごとの認定更新を希望する者は、4年目もしくは5年目においてコース別（AコースもしくはBコース）の4分野の全ての講座を受講すること。

なお、認定更新に関しては、会員専用ページを活用し、会員自身が確認する。さらに学会年会費の納入がない場合は、認定更新できないため注意する。

## 7. 講座受講資格

日本思春期学会会員（学会開催期間内に加入手続きを済ませれば可）  
当年度学術集会参加者（参加費納入済の者）

## 8. 講座受講料（2023年）

各講座 2,500円（資料代を含む）

## 9. 認定申請費用・更新申請費用（2023年）

認定申請および更新申請に際して、10,000円の申請料を納付することとする。

## 10. 性教育認定講師の要件を満たした会員の認定申請方法

申請受付期間は認定に必要な4分野の講座を全て受講した年の9月末日。

認定には、性教育認定講師（Aコース）と性教育認定講師（Bコース）がある。

### 【性教育認定講師（Aコース）】

- ・ A コース（最新状況）の4分野の講座①-④の受講証
- ・ 認定申請書
- ・ 申請料 10,000 円の振込みが確認できた申請者には、11 月末までに性教育認定講師（A コース）認定証を送付する。

### 【性教育認定講師（Bコース）】

- ・ B コース（個別性の高い事例・連携）の4分野の講座①-④の受講証
- ・ 認定申請書
- ・ 申請料 10,000 円の振込みが確認できた申請者には、11 月末までに性教育認定講師（B コース）認定証を送付する。

## 11. 認定期間の継続

認定期間の連続性を確保するためには、認定期間内に次の 5 年の認定資格を取得していること。

## 12. 認定の停止

- 1) 認定期間を超過して更新を行わない場合
- 2) 学会員資格の喪失（学会費滞納も含む）

## 13. 受講申し込みなど

申し込み方法や問い合わせは学会ホームページに掲載とする。

## 14. 認定者の HP への掲載

認定された方のご氏名等を、認定者の同意取得後、HP に掲載する。

## 15. その他

今後、認定講師制度取得に対し、取得者の技量向上も考慮し、レベル別取得等も検討する。

## 付記

思春期学 41（2）に掲載された「性教育認定講師制度要綱」から改変する。

2023 年 7 月 9 日  
日本思春期学会性教育委員会